

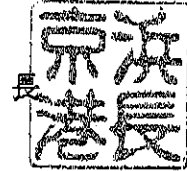


港長公示第 2-7 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 2 年 8 月 11 日

京 浜 港 長



京浜港川崎区第 2 区 K K 1 錨地における航泊の禁止について

京浜港川崎区 K K 1 錨地内において埋戻工事が実施されることに伴い、船舶交通の安全のため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

但し、海難を避けようとするとき、運転の自由を失ったとき、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき、その他港長の許可を受けた船舶及び海上保安庁巡視船艇はこの限りではない。

記

1 期 間

令和 2 年 8 月 24 日から同年 9 月 30 日までの間（予定）

2 区 域（別図参照）

次の各地点により囲まれた海域

（世界測地系）

イ 北緯 35 度 29 分 00 秒、東経 139 度 45 分 50 秒

ロ 北緯 35 度 28 分 46 秒、東経 139 度 46 分 00 秒

ハ 北緯 35 度 28 分 36 秒、東経 139 度 45 分 39 秒

ニ 北緯 35 度 28 分 50 秒、東経 139 度 45 分 29 秒

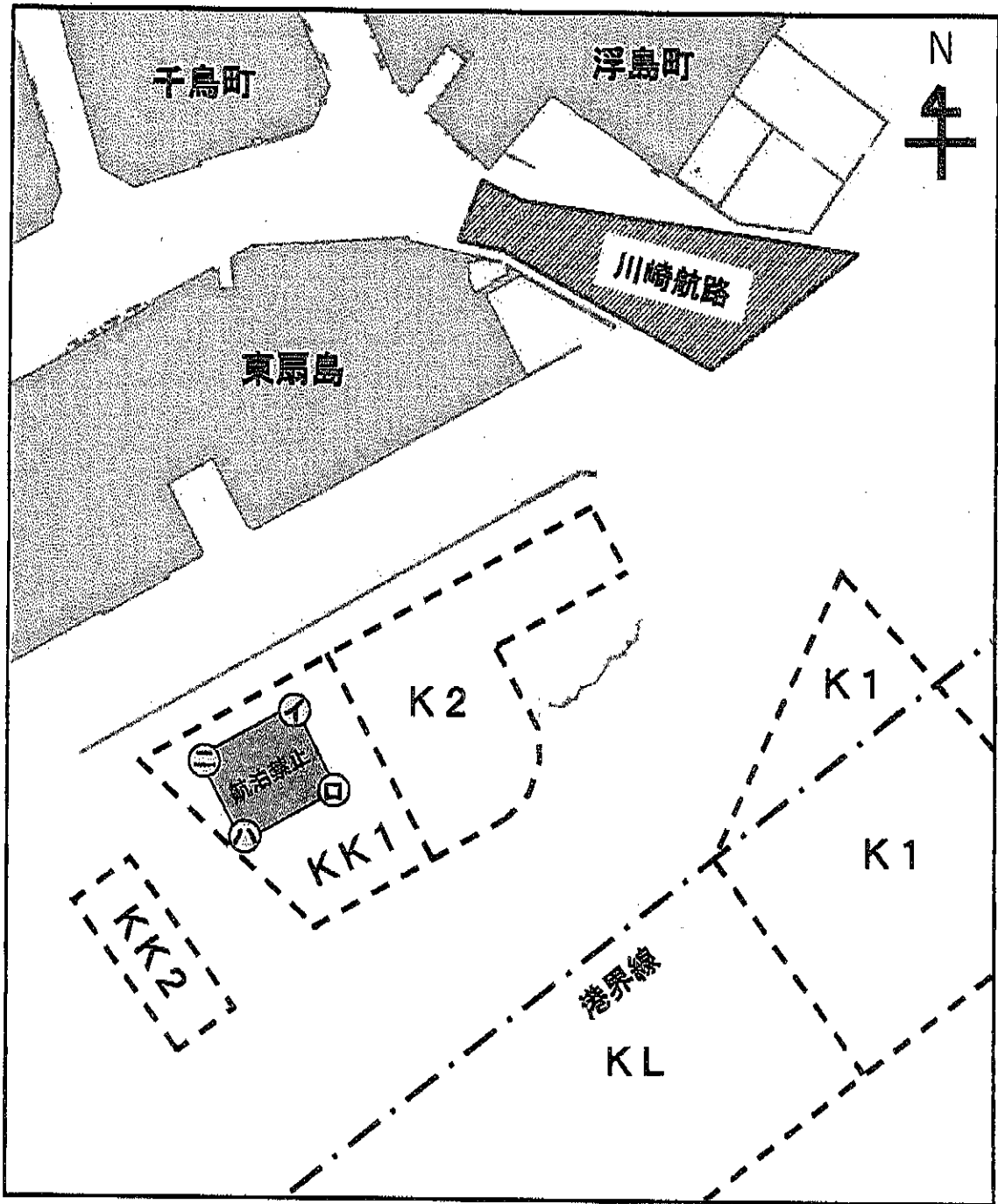
3 標 識（別図参照）

上記 2 の各地点に黄色灯付灯浮標が設置される。

4 備 考

工事区域周辺には「警戒船」の看板及び青色閃光灯を点灯（夜間）した警戒船が昼夜間配備される。

別図



- | | |
|---|---|
|  航泊禁止区域 |  錨地 |
|  黄色灯付灯浮標 |  航路 |